

一般社団法人（予定）日本歯内療法学会 代議員選挙について

2015年9月24日に公示された標記選挙につき、下記の通り実施致します。

1. 代議員数

定款第6条②に基づき、50名以上150名以内

2. 選挙方法

立候補者数が150名以内であったので、信任投票とする。下記「次期代議員候補者名簿」の中で、不信任の者がいる場合のみ、下記投票期間中（必着）に事務局まで、不信任の者の名を記した文書を、簡易書留にて送付する。不信任の票が会員数の過半数を超えた場合、その者は落選となる。なお、投票は不信任の者がいる場合のみ実施し、全員信任の場合、投票の必要はない。下記投票期間中に投票がない場合、信任とみなす。不信任の票が会員数の過半数を超えない場合、その者は当選となる。

3. 投票期間

2015年12月7日（月）～2015年12月11日（金）

4. 次期代議員候補者名簿

阿南 壽	天野 晃	安東 英弘	五十嵐 勝	石井 隆資
石井 信之	井野 泰伸	宇井 和彦	上原 忍	牛窪 敏博
大久保 厚司	大久保 建吾	小木曾 文内	興地 隆史	笠原 倫明
勝海 一郎	金丸 順策	川崎 秀二	北島 佳代子	北村 和夫
木ノ本 喜史	久木留 廣明	小林 優	小林 実	齋藤 正寛
境 美津子	佐久間 克哉	佐藤 暢也	澤田 則宏	篠原 泰
柴 秀樹	砂川 光宏	玉井 量善	辻本 恭久	富永 敏彦
中田 和彦	永田 弘之	那須 恒彦	成島 順子	西川 郁夫
野田 守	畑 良明	林 正規	林 美加子	林 善彦
坂東 信	平井 順	深尾 拡克	福西 一浩	古市 保志
古澤 成博	古谷 由美子	細矢 哲康	前田 英史	前田 博史
増田 宜子	松尾 敬志	松島 潔	松島 正和	松永 健嗣
宮原 正敏	山口 正孝	山崎 孝子	山田 邦晶	吉岡 隆知
吉竹 弘行	吉永 仁	和賀 正明	鷺谷 一晴	

（敬称略）

5. 事務局送付先

〒170-0003 東京都豊島区駒込 1-43-9 駒込T Sビル （一財）口腔保健協会内
日本歯内療法学会 選挙管理委員会 宛
電話 03-3947-8891 FAX 03-3947-8341 E-mail jea@kokuhoken.or.jp

一般社団法人日本歯内療法学会 代議員選挙施行細則

(目的)

第1条 定款6条により代議員選挙を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(選挙管理委員会)

第2条 代議員選挙のために選挙管理委員会（以下委員会）を設置する。

- 2 委員の任期は、役員任期に準じる。
- 3 委員会は、理事2名、代議員2名をもって構成する。
- 4 委員は、理事長が推薦し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 5 委員長は、前項の委員の互選により選出する。
- 6 委員は、それぞれ異なる機関に所属する者でなければならない。
- 7 委員会の議長は、委員長とする。

(一般会員の立候補)

第3条 一般会員は、代議員選挙に立候補することができる。ただし、以下の全ての条件を満たすことが必要である。ただし、歯内療法学に関わる主任教授は1大学につき1名まで、本条に関わらず立候補することができる。なお、任意団体から法人に移行する時の任意団体における理事はこの限りではない。

- (1) 一般会員歴が継続して7年以上。
- (2) 専門医資格を有する。
- (3) 理事の推薦を有する。ただし、1名の理事につき、自薦を含め4名の代議員候補者までしか推薦できない。
- (4) 歯内療法に関する教育、研究、臨床等から退役した場合、又は、満68歳に達した場合には、立候補することができない。

(代議員選挙の公示)

第4条 代議員選挙の公示及び選挙日程については、委員会が学会誌及びホームページを通じて行う。

(候補者の決定)

第5条 理事長は、次期代議員候補者名簿を理事会に提出し、承認を得る。

- 2 委員会は、立候補者の資格審査を行い、適格者を理事会に報告する。

(投票)

第6条 委員会は、次期代議員候補者名簿を一般会員に提示し、一般会員による投票を実施する。定員に満たない場合には、信任投票を実施する。

- 2 投票の方法は、選挙期間に郵便にて投票する方法で行う。
- 3 信任投票の方法は、次期代議員候補者のうち、信任しないものを選挙期間に郵便にて投票する方法で行う。

(当選者の決定)

- 第7条 前条第2項に基づく投票は、得票数が上位から定員までのものを代議員当選者とする
- 2 前条第3項に基づく信任投票は、一般会員の過半数の信任を得たものを代議員当選者とする。

(選挙の無効)

- 第8条 委員会は、投票に不正行為があったと見なされる場合には、その選挙を無効とし、再度の選挙を行う。

(選挙結果の報告)

- 第9条 委員会は、選挙結果を理事長に文書をもって報告するとともに、理事会、社員総会に報告しなければならない。

(細則の改廃)

- 第10条 本細則の改廃は、理事会の承認を経て行われなければならない。

附則

- この細則は、平成27年7月10日に承認され、平成28年1月1日から施行する。